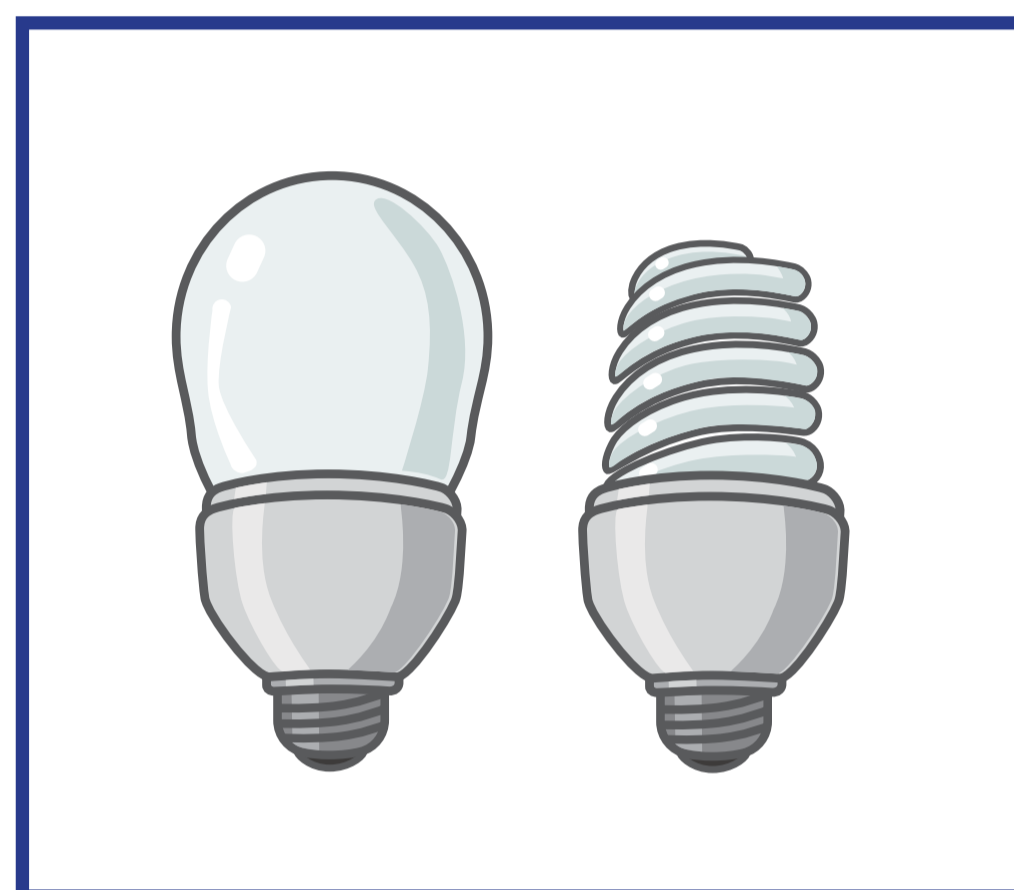


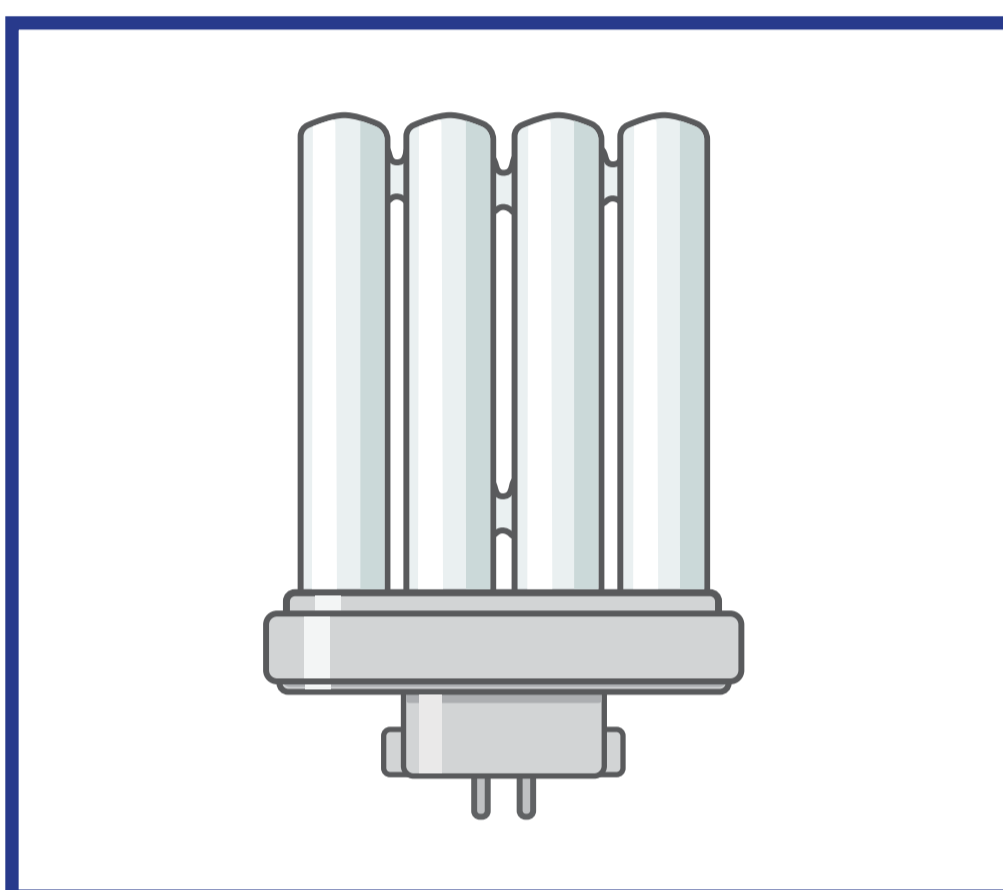
一般照明用の蛍光灯ランプは 2027年末までに製造・輸出入禁止 になります

水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、一般用照明の蛍光灯ランプについて、その種類に応じて段階的に製造・輸出入を禁止することを政府として決定しました。

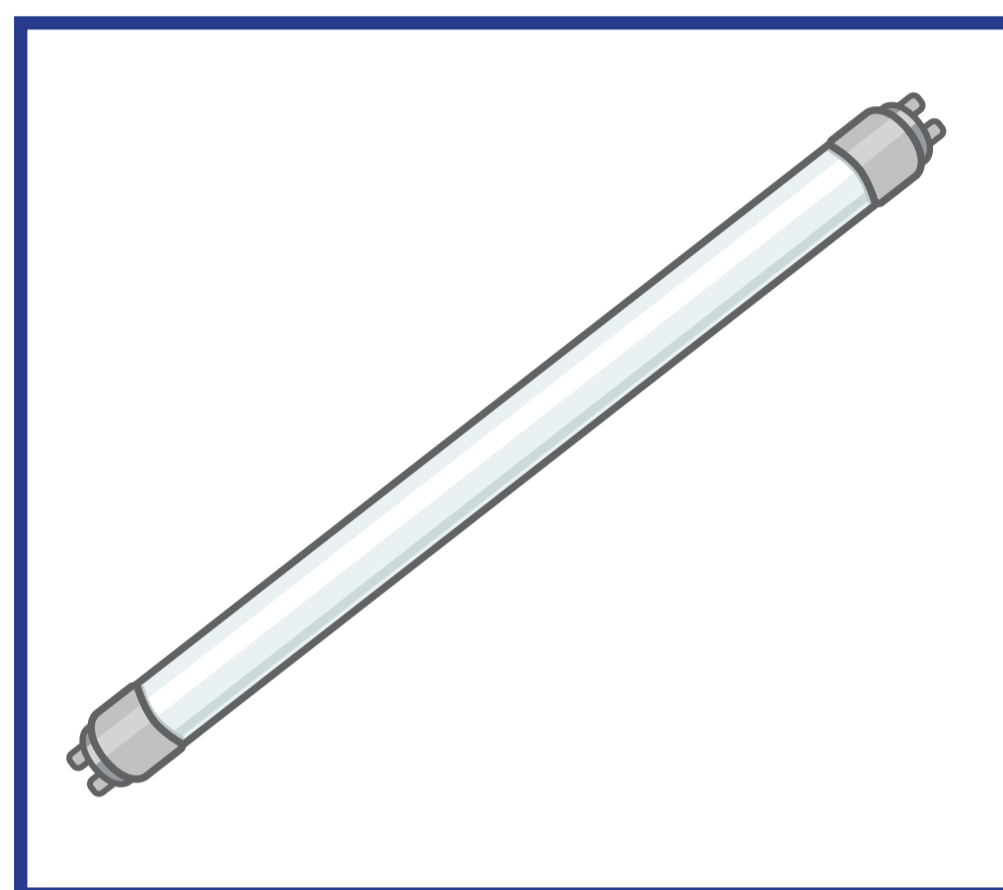
蛍光灯ランプの種類毎の製造・輸出入禁止の時期は下記の通りです。



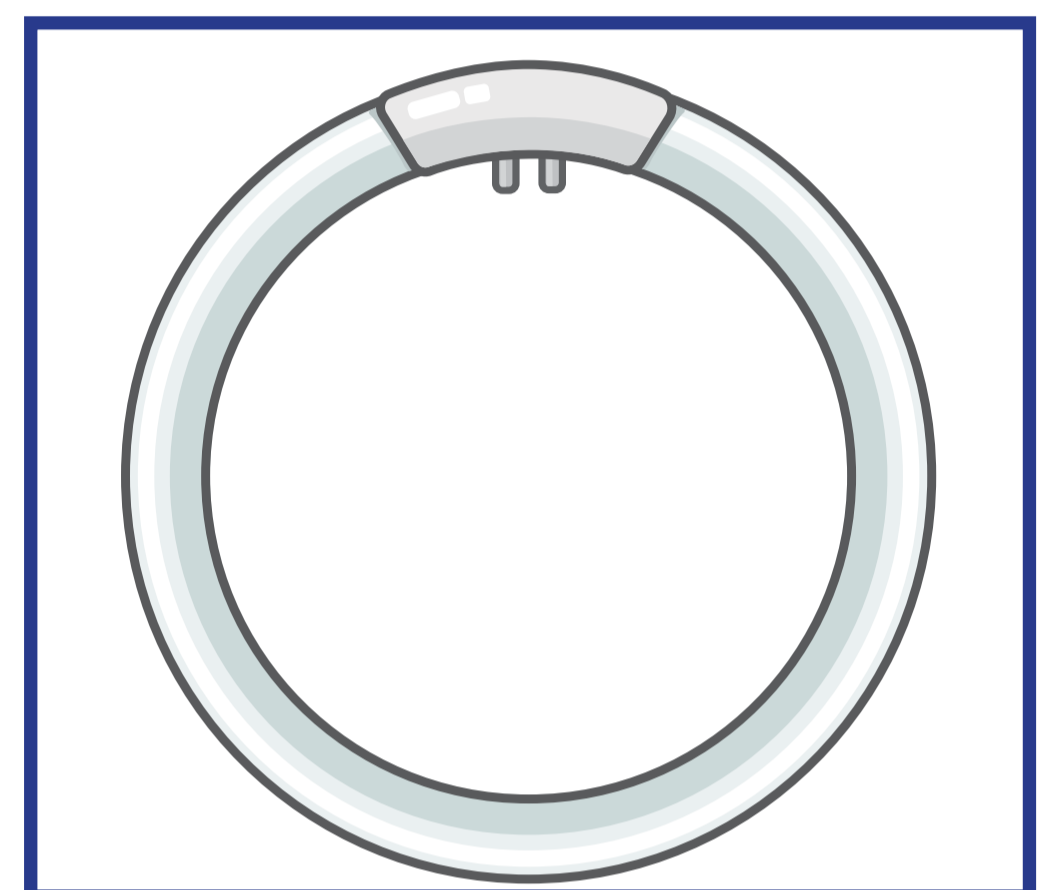
電球形蛍光灯ランプ（※1）



コンパクト形蛍光灯ランプ



直管形蛍光灯ランプ（※2）



環形蛍光灯ランプ（※2）

2026年1月1日
より禁止

2027年1月1日
より禁止

2028年1月1日
より禁止

2028年1月1日
より禁止

※1 電球形蛍光灯ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

※2 ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

- 蛍光灯ランプから LED 照明への計画的な交換をお願いいたします。
- 蛍光灯ランプの製造・輸出入は禁止されますが、使用・販売・購入は禁止されません。
- 廃棄の際は、自治体のルールに従った分別・排出や廃棄物処理法などの関係法令に従った適正な処理をお願いいたします。